

概要版

第3期

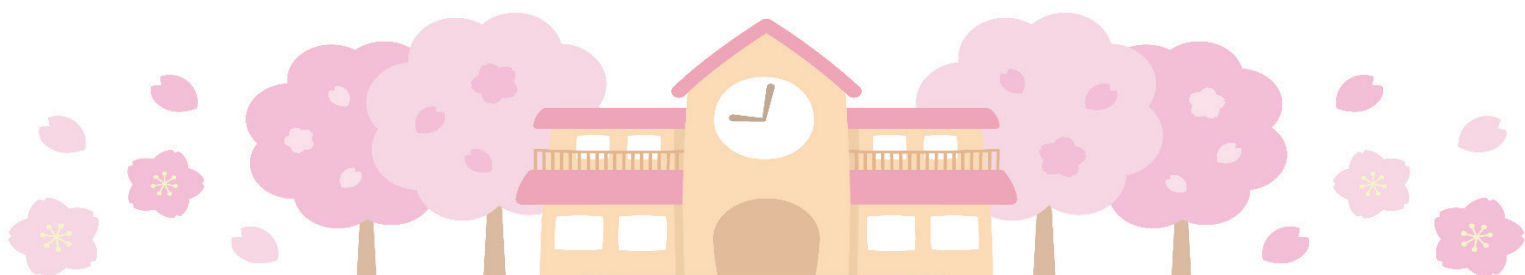
桐生市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度



こどもと親が輝くまち 桐生

桐生市



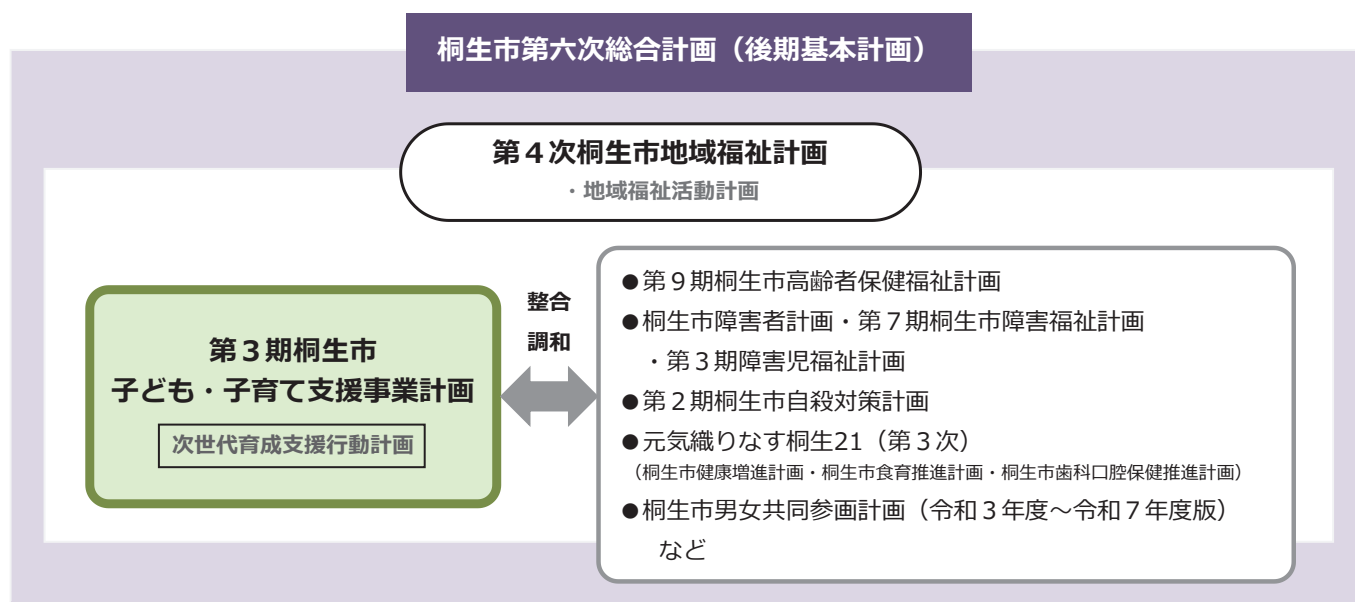
■ 計画策定の背景・趣旨・位置づけ



子ども・子育て支援新制度の趣旨に則った5か年計画「第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画」の終了に当たり、新たに令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は、令和4年に制定された「こども基本法」を受け、次代を担うこどもが、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により、社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含む全てのこどもや子育て世帯を支援の対象としています。

第2期計画と同様に「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」を一体化した計画として、また、市の最上位計画「桐生市第六次総合計画（後期基本計画）」と福祉分野の包括的計画「第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の下、こどもや子育て家庭に対する施策を取りまとめるとともに、関連する他の計画と整合・調和した計画として策定しています。



■ 計画の基本理念

止まらない少子化の流れや深刻化するこどもの成育環境をめぐる課題を踏まえ、本計画では、これまで以上に、こどもと子育て家庭への包括的な支援に取り組み、家庭環境などにかかわらず、全てのこどもが健やかに成長できるよう、そして、親がこどもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう、第2期計画の基本理念を継承し、総合的なこども・子育て支援を推進します。

こどもと親が輝くまち 桐生



■ 計画の基本的視点・基本目標・推進方策

本計画は、令和5年12月に定められた「こども大綱」で示された基本的方針を踏まえ、次の5つを計画の基本的視点とします。

- ① こどもと若者の権利を守り、その最善の利益を図る視点
- ② こどもと若者のライフステージを通じて切れ目なく支援する視点
- ③ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図る視点
- ④ こどもを持つ当事者のゆとりある子育てを支える視点
- ⑤ SDGsとつながり、そのゴールの達成を図る視点

関連する SDGs の目標



本計画では、基本理念及び基本的視点を踏まえ、各種の方策を「ライフステージを通じた支援」、「ライフステージ別の支援」、「子育て当事者への支援」に大別し、10の基本目標の下に次のとおり体系化しました。

ライフステージを通じた支援	基本目標1 こども・若者の権利擁護 全てのこどもや若者が個性と人格を尊重され、その権利が守られるよう、市ホームページをはじめ様々な媒体で人権に関する意識啓発を図るとともに、教育・学習の機会の充実を図ります。
	基本目標2 母親とこどもの健康の確保と増進 母性と乳幼児の健康の確保及び増進を図るため、保健・医療・福祉・教育等の分野間の連携と、地域における母子保健施策等の充実を図ります。
	基本目標3 こども・若者の安全の確保 こども・若者が交通事故や犯罪などの被害者となることを防ぐ環境の整備に努めるとともに、自殺予防のための取組を推進します。
	基本目標4 困難な状況にあるこどもなどへのきめ細かな支援 貧困状態にあるこどもや虐待を受けたこどもへの支援、障がいのあるこどもなどへの支援の充実を図ります。
	基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備 こどもとその保護者が、安心して暮らすことのできる地域の環境と住環境の整備を進めます。
ライフステージ別の支援	基本目標6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援 妊娠し、こどもを持つことを望む人の希望が実現し、育児を始めるまでの期間、切れ目のない支援を提供します。
	基本目標7 乳幼児期の支援 全ての子育て家庭を支援するため、地域における様々な子育て支援サービス、保育サービスの充実を図り、こどもの健全育成に努めます。
	基本目標8 学童期・思春期の支援 こどもにとって、身体も心も大きく成長する学童期、性的な成熟が始まり、他者や社会との関わりの中で自身の価値を模索し、アイデンティティを形成する思春期。それぞれの時期に求められる教育や保健対策を推進し、次代の親への成長を促します。
子育て当事者への支援	基本目標9 職業生活と家庭生活との両立の推進 仕事と家庭生活・子育てが無理なく両立できるよう、子育て当事者や企業などの関係者への働きかけを行うとともに、家庭内での男女共同参画の促進に努めます。
	基本目標10 ひとり親家庭への支援 経済的な苦境に陥りがちな、ひとり親家庭が自立できるよう、自立相談や教育訓練給付、医療費の助成など、様々な支援を行います。

● ライフステージを通した支援



基本目標1 こども・若者の権利擁護

1 人権を尊重する意識の醸成

自立した個人へと発達する過程にあるこども・若者が、多様な人格を持つ個人として尊重され、その権利が保障されるよう、人権に関する周知活動の推進とともに、講座などの学習機会の充実を図ります。

基本目標2 母親とこどもの健康の確保と増進

1 こどもや母親の健康の確保と小児医療の充実

妊娠・出産から新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、各種の健診や保健指導、新生児・乳児訪問指導、育児不安の解消を図るための相談指導などの充実を図ります。

2 食育の推進

乳幼児期からの正しい食習慣の定着及び食を通じ豊かな人間性を形成するため、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供を行います。

基本目標3 こども・若者の安全の確保

1 こどもを交通事故から守るための活動の推進

こどもを交通事故から守るため、信号機や道路標識、外灯、ガードレールなどの交通安全施設を整備するとともに、交通危険箇所での事故抑止対策を推進します。

2 こどもを取り巻く有害環境対策の推進

こども・青少年が健やかに成長できるよう、実社会における有害環境について把握するとともに、不良行為の早期の発見と対応に努めます。

3 こどもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

こどもを犯罪などの被害から守るため、犯罪などに関する的確な情報を提供するとともに、不審者情報に基づくパトロール活動を推進します。また、インターネット空間でのトラブルや犯罪が顕在化・深刻化していることを踏まえ、安全にインターネットを利用するための研修等を強化し、被害の未然防止に努めます。

4 こども・若者の自殺対策

こどもの自殺を誘引する危険性の高い「いじめ」の防止対策を推進し、いじめの早期発見と即時の対応に努めるとともに、こどもの悩みを受け止める相談事業を行います。

基本目標4 困難な状況にあるこどもなどへのきめ細かな支援

1 虐待の予防及び虐待を受けたこどもへの支援の充実

虐待の発生予防、また、起きた場合の早期発見と対応のため、児童相談所や要保護児童対策地域協議会等との連携を強化し、相談対応から保護、アフターケアまで、切れ目のない総合的な支援を行います。

2 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防、障がいの早期発見と治療のため、また、障がいのあるこどもが身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障がいの種類、希望に応じた専門的な支援の充実を図ります。

3 こどもの貧困に対する支援

家庭の貧困によってこどもの将来が閉ざされることのないよう、こどもの貧困対策を教育、生活、経済の各面から総合的に推進します。

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅と良好な居住環境の確保

子育て世帯が安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、良質な賃貸住宅の供給を支援するとともに、住宅の建築や購入、リフォームなどを行う場合に補助金を支給し、負担軽減と市外からの転入・定住の促進を図ります。

2 安心して外出できる環境の整備

妊産婦やベビーカーの利用者、子育て世帯などが安心して外出できるよう、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、赤ちゃんの駅や公衆トイレ、都市公園などの整備に努めます。

3 安全・安心なまちづくりの推進

地域での生活を安心して送ることができるよう、桐生市安全なまちづくり推進条例の下、「桐生市安全なまちづくり推進計画」に基づく施策を推進します。

● ライフステージ別の支援



基本目標6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

1 切れ目のない支援

結婚・妊娠・出産・育児という一連のライフイベントに対する支援を切れ目なく提供し、当事者が抱える不安や負担の軽減を図ります。



基本目標7 乳幼児期の支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

地域との関わりの中で、次代を担う子どもたちが健やかに成長することができるよう、総合的な子育て支援サービスの充実を図ります。

2 保育サービスの充実

こどもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえ、広く子育て世帯が利用しやすい保育サービスの提供を行います。

3 子育て支援のネットワークづくり

子育て世帯に対し、きめ細かな子育て支援サービスや保育サービスを提供するとともに、関係諸団体との子育て支援のネットワークづくりを進め、こどもの発達などに悩む保護者の不安の軽減に努めます。

4 こどもの健全育成

放課後や週末などに、地域で児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。



基本目標 8 学童期・思春期の支援

1 こどもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境などの整備

次代の担い手であるこどもたちが、主体的に生きていくことができる「力」を備えることができるよう、学校等の教育環境について、ハード・ソフトの両面での充実を図ります。

2 思春期保健対策の充実

性感染症や性情報への対処など、性に関する健全な意識の醸成と知識の普及に努めます。また、健康な成長を妨げる喫煙や飲酒、薬物の乱用などを防止するための啓発や教育を推進します。

3 家庭や地域の教育力の向上

家庭と地域社会がそれぞれの役割を担いつつ、連携・協働してこどもたちを育てる観点に立ち、家庭と地域の教育力を総合的に高めるための支援を行います。

4 次代の親の育成

これから成長し、次の親世代となるこども・若者に対して、男女が協力して家庭を築くことやこどもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発を行います。

● 子育て当事者への支援

基本目標 9 職業生活と家庭生活との両立の推進



1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

安定した日常生活の基礎となる、仕事と生活のバランスがとれた状態を実現するために、企業・事業所へ「働き方の見直し」につながる意識改革の啓発や情報の発信を行います。

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

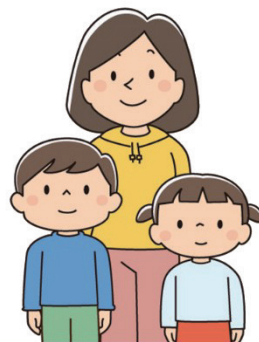
男性も女性も安心して仕事と子育てを両立できるよう、保育サービスや放課後児童クラブなどの充実を図ります。また、従来女性に偏りがちな子育てを、男性も自然に担う環境が広がるよう、意識づくりを推進します。



基本目標 10 ひとり親家庭への支援

1 ひとり親家庭の自立支援の推進

貧困状態に陥る割合が高いひとり親家庭で暮らすこどもが健全に育つよう、経済的な支援や自立のための相談・訓練などに関するきめ細かな取組を実施します。



■ 子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策

施策目標 1 教育・保育施設の充実

区分			量・方策	単位	令和 7 年度	令和 11 年度
幼稚園・認定こども園	1号及び 2号認定	3～5歳児	量の見込み	人	338	290
			確保方策		450	393
保育所・認定こども園	2号認定	3～5歳児	量の見込み	人	1,307	1,149
			確保方策		1,307	1,179
保育所・認定こども園	3号認定	0歳児	量の見込み	人	241	204
			確保方策		241	222
		1歳児	量の見込み	人	340	300
			確保方策		414	395
		2歳児	量の見込み	人	298	244
			確保方策		362	321

施策目標 2 地域子ども・子育て支援事業の推進

事業名		量・方策	単位	令和 7 年度	令和 11 年度
利用者支援事業	基本型	量の見込み	か所	1	1
		確保方策		1	1
	こども家庭センター型	量の見込み	か所	1	1
		確保方策		1	1
	地域子育て相談機関	量の見込み	か所	11	11
		確保方策		11	11
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター事業)		量の見込み	人回/月	1,777	1,680
		確保方策		1,777	1,680
妊婦健康診査事業		量の見込み	人回/年	4,022	3,517
		確保方策		実施場所：群馬県医師会及び足利市医師会 所属の医療機関等（それ以外は負担金対応） 検査項目：妊娠週数に応じた適正な健康診査 実施時期：受診票交付日から出産日まで	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		量の見込み	人	312	285
		確保方策		実施体制：桐生市母子保健推進協力会、市 の保健師 実施機関：子育て相談課、新里保健センター、 黒保根保健センター	
養育支援訪問事業		量の見込み	人	117	101
		確保方策		実施体制：市の保健師及び助産師等 実施機関：子育て相談課、新里保健センター、 黒保根保健センター、群馬県助産師会	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)		確保方策	－	関係機関との連携強化及び要保護児童対策地 域協議会の機能強化	
子育て短期支援事業	ショートステイ事業	量の見込み	人日/年	120	94
		確保方策		120	94
	トワイライトステイ事業	量の見込み	人日/年	12	10
		確保方策		12	10

事業名		量・方策	単位	令和 7 年度		令和 11 年度	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳	量の見込み	人日/年	195		195	
		確保方策		195		195	
	小学生	量の見込み	人日/年	910		910	
		確保方策		910		910	
	病児・緊急対応強化事業	量の見込み	人日/年	10		10	
		確保方策		10		10	
一時預かり事業	幼稚園型	量の見込み	人日/年	24,724		20,971	
		確保方策		24,724		20,971	
	幼稚園型を除く	量の見込み	人日/年	1,256		1,088	
		確保方策		1,256		1,088	
延長保育事業		量の見込み	人	934		808	
		確保方策		934		808	
病児・病後児保育事業		量の見込み	人日/年	3,619		3,135	
		確保方策		3,619		3,135	
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		量の見込み	人	1,224		996	
		確保方策		1,946		1,946	
実費徴収に係る補足給付を行う事業		量の見込み	人	3		3	
		確保方策		継続して実施			
多様な事業者の参入促進・能力活用事業※1		－	－	－			
子育て世帯訪問支援事業		量の見込み	人日/年	240		240	
		確保方策		240		240	
児童育成支援拠点事業※2		量の見込み	人	69		69	
		確保方策		－		－	
親子関係形成支援事業		量の見込み	人	10		10	
		確保方策		10		10	
妊婦等包括相談支援事業		量の見込み	回	1,080		942	
		確保方策		1,080		942	
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) ※3	0歳児	量の見込み	人日/年	84		60	
		確保方策		－		60	
	1歳児	量の見込み	人日/年	60		48	
		確保方策		－		48	
	2歳児	量の見込み	人日/年	60		48	
		確保方策		－		48	
産後ケア事業		量の見込み	人日	196		179	
		確保方策		196		179	

※1 多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、必要に応じて事業の実施について検討を行います。

※2 児童育成支援拠点事業は、必要に応じて事業の実施について検討を行います。

※3 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、令和8年度開始予定です。

第3期桐生市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行：桐生市
 発行年月：令和7年3月
 編集：桐生市 子どもすこやか部 子育て支援課
 住所：〒376-8501 桐生市織姫町1-1
 電話：0277-46-1111 (代表)
 FAX：0277-43-1001
 ホームページ：https://www.city.kiryu.lg.jp